

総務部優良工事施工者表彰審査委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、岐阜県優良工事施工者表彰実施要綱（以下「表彰実施要綱」という）第5条第2項の規定に基づき、総務部の所管にかかる優良工事施工者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を行う。

- (1) 発注機関の長より推薦された者の中から、優良工事施工者の選定を行うこと。
- (2) 選定した優良工事施工者の中から、部長表彰、発注機関の長による表彰の該当者を決定すること。
- (3) その他表彰に関するここと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表1の職にあるものとする。

- 2 委員会は事前の審査を行うために、「総務部優良工事施工者表彰審査部会」（以下「部会」という。）を置く。
- 3 部会の部会員は、別表2の職にあるものとする。

(運営)

第4条 委員会の委員長は、総務部長の職にある者とし、副委員長は総務部次長の職にある者とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会を運営する。
- 3 委員会は、委員長が招集する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が出席できないときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 委員の出席は代理を認める。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員等の出席を求めることができる。

(審査)

第6条 委員会は表彰実施要綱第4条により推薦された者について、総務部優良工事施工者表彰選考基準」に基づき審査を行う。

(部 会)

- 第7条 部会は、発注機関の長より推薦された者について、部長表彰及び発注機関の長による表彰の該当者の選定案を検討し、その議事概要及びその他必要事項を委員会に報告するものとする。
- 2 部会長は総務部管財課具有施設管理室長の職にある者とし、副部会長は総務部管財課管理調整監の職にある者とする。
- 3 部会は部会長が招集する。
- 4 部会の運営については合議による。

(発注機関の審査委員会)

- 第8条 優良工事施工者の候補者を選考するために、発注機関ごとに優良工事施工者表彰審査委員会（以下「発注機関委員会」という。）を置く。
- 2 発注機関委員会の組織は、別表3のとおりとする。
- 3 発注機関委員会の委員長は、その機関の長とする。
- 4 発注機関委員会の運営等必要な事項は、発注機関委員会の委員長が定める。

(事 務)

- 第9条 委員会及び部会の事務局は、総務部管財課に置く。

(補 則)

- 第10条 この要領に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

(附 則)

- この要領は、令和5年3月8日より施行する。
この要領は、令和5年4月3日より施行する。
この要領は、令和5年11月16日より施行する。

(表彰審査委員会運営要領第3条関係)

別表1

総務部表彰審査委員会	備 考
総務部長	委員長
総務部次長	副委員長
総務部参事	
財政課長	
管財課長	

別表2

総務部表彰審査部会	備 考
管財課 県有施設管理室長	部会長
管財課 管理調整監	副部会長
管財課 設備管理監	
管財課 建築企画監	
管財課 設備係長	
管財課 建築調整係長	
管財課 管理・修繕支援係長	

(表彰審査委員会運営要領第8条関係)

別表3

発注機関ごとの優良工事表彰審査委員会
発注機関の長の他、係長以上の職にある者で、優良工事施工者表彰審査に關係のある者